

まちづくり基本条例見直し検討における
重点項目 調査票

○行政評価マニュアル P4

～行政評価とは、行政が行う施策や事務事業を、「当初期待したとおりの成果はあがっているか」、「住民にとっての効果は何か」という視点から、客観的に達成度や効果を検証・評価を行うものです。

マニュアルでは、「事務事業」をどのような視点・手法で評価を行い、その後の進行管理につなげていくかを示しています。

参考)

○第6次計画期間中からの事務事業の令和4年度評価結果一覧

番号	事業名	担当課	担当課進捗状況	専門部会評価
1	子どもひろば事業(直営事業)	子ども家庭課	「えにわ子どもひろば」「しままつ子どもひろば」について、令和4年度から指定管理者制度を導入した「こがね」や「かしわ」の実績等を踏まえ、令和5年度に民間委託を検討する。	検討継続 今年度から導入した「こがね」「かしわ」の状況を踏まえ、次年度以降も「えにわ」と「しままつ」について民間委託を検討していくことから「検討継続」とする。
2	子育て支援センター事業	子ども家庭課	今年度導入した指定管理者の実績を踏まえ、令和5年度に島松・恵庭の民間委託を検討する。柏陽については、当面は直営で実施。	検討継続 今年度から導入した「黄金」「柏」の状況を踏まえ、次年度以降も直営2箇所(島松・恵庭)について民間委託を検討していくことから「検討継続」とする。

○コミュニティスクール P5

～コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

○通学合宿 P5

～通学合宿では「地域の子どもは地域で育てる」という趣旨のもと、子どもの宿泊体験を地域ボランティアが支援する事業です。その中で、子どもと地域の大人の接点をつくり、子どもに特技や知恵を伝えることにより、地域の大人が子どもの成長を支えることや子どもとの関わり方を学んでいます。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

1	重点項目	1 市民の協働によるまちづくりへの参画
---	------	---------------------

2	視点①	市民の参加・参画の状況を、行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民参画が高まるための取組を考える。
---	-----	---

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	(1) 市民参加・参画の後押しについて	
	■課題	審議会等の公募に対する応募が少ない
	□方策	市民が参画・参加しやすい環境づくりの検討
	(2) 実効性のある行政評価	
	■課題	評価結果の市民へのわかりやすい周知
	□方策	市民へ伝わるわかりやすい資料の作成

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)	
	(1) 『市民参加度マニュアル』を確実に実行し、市民の参画・参加を着実に推進するとともに市民参加に関する情報発信の充実に努め、協働のまちづくりへの幅広い市民の参加と意識の醸成を図っていく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P3より抜粋)	
	(2) 『行政評価マニュアル』を確実に遂行し、指標設定に基づく客観的な評価の実施や評価後の進捗管理の徹底による業務改善の推進による戦略的な行財政経営の実現に向けた進化を図っていく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P4より抜粋)	

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等	
	(1) 『市民参加度チェックマニュアル』に基づく市民参加状況を業務管理工程表作成時に併せて作成してもらい、後年次に専門部会において検証。市民が市政に参画する機会を確保する観点から、附属機関である行革推進委員会において報告。 また、市民の参加を着実に推進するため、審議会等の構成員に公募委員を含めるよう努めるとともに、市民が市政情報を把握できやすい環境づくりに努める。	
	(2) 『行政評価マニュアル』に基づき、専門部会において毎年事務事業評価を実施。令和4年度からは、予算査定時における懸案事業について、専門部会で検証し、評価内容を所管部にフィードバックし、職員一人ひとりのコスト意識に対する徹底を図った。また、これらの検証結果は行革推進委員会において報告し、評価内容についてはHP等で公表。	

6	今後の取組方針	
	『行政評価マニュアル』に基づく市民参画状況の検証および事務事業評価を継続的に実施し、行革推進委員会や市HP等を通じて市民に公表・情報発信に努める。	

整理番号	重点項目1-視点②
------	-----------

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項	第13条・第14条
------	-----------

1	重点項目	1 市民の協働によるまちづくりへの参画
---	------	---------------------

2	視点②	未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、家庭や学校と地域が一体となった子育てを促進するための取組を考える。
---	-----	--

担当課	教育部社会教育課・教育総務課
-----	----------------

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	(1) 地域と連携した体験型事業について	
	■課題	支援者の固定化と高齢化
	□方策	運営スタッフの担い手拡大と、より効率的で持続可能な事業運営の確立に向けた支援
	(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について	
	■課題	運営を支援してもらう地域人材の確保
	□方策	様々な媒体を活用した活動内容の周知・支援者の募集と育成、活動支援

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)	
	(1)	体験学習の機会を継続的に提供する事を目指し、地域特性に応じた支援のあり方を随時検討し、適切な支援を行う。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P4より抜粋)
	(2)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を各校に設置することにより、長期休業中の学習会や放課後学習会のサポート、保護者や地域住民が学校運営に参画し、支援や協力を促進することで、特色ある学校づくりや教育活動の充実を図る。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P5より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等	
	(1)	地域が実施主体となって開催している「通学合宿(体験合宿)」について、令和元年度には6小学校区において実施されたが、令和2、3年度においてはコロナ禍によりいずれの校区でも実施を見合わせた。コロナ禍において、地域が宿泊事業を実施することは困難であるため、令和4年度は2小学校区において日帰り事業が計画された(1小学校区で雨天中止)ことから、日帰り事業実施の支援を行っている。また、地域住民や大学生などに体験学習の支援の呼びかけを行い、担い手の拡大に努めている。
	(2)	平成29年度から令和3年度までの5年間で、市内全校に学校運営協議会の設置が完了し、運営委員(地域の方々)に学校の経営方針を理解いただきながら、子どもたちの成長のために学校と地域が共同して特色ある学校づくりや教育活動を行ってきた。 全校設置完了後の令和4年度は、学校運営協議会での協議を地域学校協働活動に繋げる支援として、市民と教育委員会の協働によるコミュニティ・スクール(以下、「コミスク」)支援組織「コミスクPLUS」を立上げ、コミスクや地学協働活動に係る多様な人達が集い情報交換や協議を行う「コミスクかふえ」を開催し、各活動の一体的な推進を図っている。

6	今後の取組方針	
	地域が実施主体となっている「通学合宿(体験合宿)」や「日帰り事業」の実施について、継続して支援し、担い手の拡大を図る。 また、各コミスクの運営と地域学校協働活動を支援し、学校運営協議会と地域組織の活動を一体的に推進していくとともに、「コミスクPLUS」による「コミスクかふえ」の開催や個別支援を継続して行っていく。	

【重点項目2】地域関係団体の協働によるまちづくりの取組 ※用語の解説

○市民活動センターP7

～同センターは、みんなが集まれる場所、情報を発信できる場所、つながりを作れる場所を目指して開設されました。平成 27 年に開設され、平成 30 年には NPO 法人化。

平成 31 年度からは「えにあす」の施設管理を行うほか、市民団体が市と協働で行う事業への補助金交付(まちづくりチャレンジ協働事業)や市民活動情報の発信としてセンター情報誌の発行などを行っています。

○地域担当職員 P8

～地域担当職員を○名(○地区、○地区、○地区)配置し、地域の代表である単位町内会・自治会の課題やニーズを把握するとともに、様々な協力や情報の提供などを行い、地域コミュニティの活性化と地域力の向上を図るものです。

地域と行政の架け橋となり、理解と信頼を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けた地域の自主的な取り組みに参加・協力していきます。

○自主防災組織 P9

～町内会や自治会などが中心となって組織するのが自主防災組織です。

大規模な災害が発生した場合、行政機関だけで災害に対応することは極めて困難な状況となります。災害による被害を最小限にとどめるには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちで、地域のみなさんが「力」を合わせて行動することが重要です。

活動内容としては、平時は避難訓練などの防災訓練の実施。災害時は、地域の災害状況の把握や行政機関への連絡などです。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第13条・第14条

1	重点項目	2 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組
---	------	------------------------

2	視点①	地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組を考える。
---	-----	--

担当課

生活環境部生活環境課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	市民活動センターについて	
	<input checked="" type="checkbox"/> 課題	官民協働によるNPOとして自立した安定的な組織運営
	<input type="checkbox"/> 方策	業務委託などを通じた市の支援

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)
	市民活動センター運営協議会として年内にNPO認証を取得し、次年度(平成31年4月～)からNPO法人として自立した組織としての活動を目指す。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P6より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等
	市民活動センター運営協議会のNPO 法人化(H30.12)を機に、同協議会の自立に不可欠な安定財源確保に資するよう、下記の「市が事務局として行っていた業務」「えにあすの管理運営に関する業務」等を、同協議会に委託。 1. えにわ知恵ネット業務 2. 市民活動支援業務(まちチャレ) 3. 物品貸出業務 4. 印刷機貸出業務 5. センター情報発信業務 6. えにあす会議室等貸出業務 7. 相談・コーディネート業務 8. センターまつり等業務 9. えにあす内公共施設管理運営業務

6	今後の取組方針
	引き続き、市民活動センター運営協議会の自立した組織としての活動を支援するとともに、同協議会と連携・協力した協働のまちづくりを推進するための取り組みを継続する。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第13条・第14条

1	重点項目	2 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組
---	------	------------------------

2	視点②	協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を促進するための取組を考える。
---	-----	--

担当課

生活環境部生活環境課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	(1) 地域担当職員について	
	■課題	地域担当職員の配置体制
	□方策	地域担当職員の配置に関する定期的な検証と意見交換の実施
	(2) 町内会加入率の促進について	
	■課題	町内会加入率の促進に向けた取組
	□方策	加入促進活動に関する先進事例の調査研究

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)	
	(1) 年に数回打合せ会議を開催し、課題や取組状況について情報の共有に努める。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P7より抜粋)	
	(2) 町内会加入率促進につきましては、町内会連合会の広報部会においても課題として取上げており、今後も協議を進めていく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P7より抜粋)	

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等	
	(1) 年度当初の町内会・自治会からの「生活環境改善要望」の集約のタイミング等で、各地区の活動スケジュールや近時の課題等を地域担当職員間で共有。(なお、情報共有はコロナ禍の影響で会議体から電話連絡によることが増えている)	
	(2) 町内会・自治会における「加入率の向上・加入の促進」や「活動の活性化」等の課題の解決に向け、町内会連合会と市が協力し検討することとした。その基礎資料とするため、令和3年度に町内会・自治会の活動実態に係る調査を2件、令和4年度には町内会・自治会に対する市民意識に係る調査を1件、それぞれ実施した。	

6	今後の取組方針	
	上記のR3・4の調査結果に基づき、「町内会・自治会の活動のあり方」や地域担当職員含む「市との連携・市の支援のあり方」等について、今後、町内会連合会と市とで協議・検討する。	

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第13条・第28条

1	重点項目	2 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組
2	視点③	相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要となることから、現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組を考える。

担当課

総務部基地・防災課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	(1) 防災活動の活発化について	
	■課題	高齢化や加入率の低下等による町内会活動の担い手不足に伴う防災活動への影響
	□方策	担い手不足にある町内会活動を踏まえた学校やコミュニティ・スクールと連動した防災活動の展開や未組織町内会への継続した働きかけと組織化に向けた支援
	(2) 防災における情報伝達について	
	■課題	防災行政無線の老朽化・避難行動要支援者や高齢者等の災害弱者への情報伝達
	□方策	防災行政無線の更新等、情報伝達方法の強化・メール配信サービスの登録者を増やすための多様な情報提供・災害種別に即した効果的な情報発信方法の調査研究
4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)	
	(1) 引続き地域防災力向上のため、自助・共助の必要性から自主防災組織の組織率向上を目指す。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P8より抜粋)	
	(2) 防災情報の多重化や多様化を検討し、災害種別に応じて、効果的な発信手段を選択できるようにすることを目指す。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P8より抜粋)	

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等	
	(1) ・学校や町内会を中心に学校区単位による「地域版避難所運営マニュアル」の策定を進めており、令和3年度末時点で3小学校(島松小、恵み野小、柏小)、2中学校(恵庭中、柏陽中)の策定を達成することができた。 ・自主防災組織の組織率向上を目指し、地道なきめ細かい側面支援を行いながら、平成30年度では39の自主防災組織が組織されていたものが、令和3年度末時点では42の自主防災組織が設立され、世帯数割合も約83%から約87%まで上昇した。 ・町内会等への出前講座や学校への一日防災学校を毎年度実施し、適宜講座メニューの見直しを行いながら、地域防災力の向上に務めた。	
	(2) ・平成13年度から15年度にかけて整備した防災行政無線については、令和3年度から4年度の2か年にわたり屋外拡声子局55局の更新と、農村方面を中心に戸別受信機856個の設置を完了した。また、当該更新に伴い、従来の市ホームページに加えて、SNSやFMe-niwaラジオの緊急割込放送等の媒体を活用した情報発信ツールとの連携も行い、避難行動要支援者や高齢者等の災害弱者への情報伝達手段の拡大を図ることができた。	
6	今後の取組方針	
	(1) 「地域版避難所運営マニュアル」の策定については、引続き学校や町内会への働きかけを継続し、地域の実情にあった「地域版避難所運営マニュアル」の策定支援を図っていく。また、自主防災組織の組織率の更なる向上を図るため、引続ききめ細かい側面支援の継続により1つでも多くの自主防災組織の設立に向けて取組むと同時に、既に自主防災組織を設立している町内会や自治会には、地域で行う防災訓練や出前講座の支援を継続して行っていく。 (2) 防災行政無線更新工事の完了に伴い、多様な情報発信手段を確立することができたことから、出前講座や市民周知できる機会を見定め、市民生活の安全と福祉向上を図っていく。	

【重点項目3】職員の協働によるまちづくりの取組 ※用語の解説

○人事評価 P11

～人事評価制度は、職務成績などによって給与や手当を決定する制度です。

恵庭市では、業績評価(自分で立てた業務目標の達成状況を評価)と能力評価(職位によって求められる能力を評価)で構成しています。

能力評価の中でボランティア活動の項目があるのが特徴です。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第9条・第11条・第14条

1	重点項目	3 職員の協働によるまちづくりの取組
---	------	--------------------

2	視点	まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組を考える。
---	----	---

担当課

総務部職員課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	職員の育成について	
	■課題	人材育成プログラム検討委員会における、時代に即応したより効果的な研修手法等についての検討・市職員の地域活動への積極的な参加
	□方策	職員育成計画の実行・OJTトレーナーの育成スキルの向上・評価者の育成計画作成スキル及びトレーナー育成スキルの向上・市職員の町内会加入状況の把握と加入促進

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)
	人事評価と連動した人材育成を一層進めるために、人事評価結果を反映した職員育成計画を立て実践・評価できる仕組みをつくり、基本条例に規定されている「市民との協働のまちづくり」の現場で活躍できる人材の育成を目指す。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P9より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等
	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成プログラム検討委員会において、研修状況を報告し、翌年度計画の意見を聴取して研修を実施。 ・職員育成計画(OJT計画)については、令和2年度より本実施を行い、採用1・2年目職員の育成を制度化。育成を担当するトレーナーのスキル向上を目的としたOJTトレーナー研修を令和元年から年1回実施。 ・新規採用職員を対象に「まちづくり基本条例について」及び2年目職員研修で「協働のまちづくりについて」の研修を実施。

6	今後の取組方針
	今後も取り組みを継続し、協働のまちづくりの推進に向けた職員育成を行っていく。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第9条・第11条・第14条

1	重点項目	3 職員の協働によるまちづくりの取組
---	------	--------------------

2	視点	まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組を考える。
---	----	---

担当課

生活環境部生活環境課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)
	職員の育成について
	<input checked="" type="checkbox"/> 課題 市職員の地域活動への積極的な参加 <input type="checkbox"/> 方策 市職員の町内会加入状況の把握と加入促進

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)
	人事評価と連動した人材育成を一層進めるために、人事評価結果を反映した職員育成計画を立て実践・評価できる仕組みをつくり、基本条例に規定されている「市民との協働のまちづくり」の現場で活躍できる人材の育成を目指す。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P9より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等
	平成31年3月に職員(臨時・非常勤職員を含む)に「町内会加入状況アンケート調査」を実施(回答率72.8%) 【結果概要】 ○加入状況・・加入73.2%、非加入26.4% ○役員就任・・就任している10.2%、就任していない65.3%、過去に就任22.0%

6	今後の取組方針
	職員(町内会活動に限定されない)地域まちづくりへの参加については、職員への意識付け・励行が、人事評価等を通じて図られているものと考え。当課は、町内会連合会事務局の立場・町内会相談窓口の立場で、(職員の加入促進ではなく)職員に限定せず、「町内会が行う勧誘活動の支援」や「町連と連携した町内会・自治会活動のPR」等に取り組んで参りたい。

【重点項目4】議会・職員の協働によるまちづくりの取組 ※用語の解説

○議員提案条例 P14

～条例については、市長提案が多いのが一般的ですが、恵庭市議会では、これまで4本の議員提案条例が制定されており、他市町村と比較しても多い状況です。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第7条・第8条

1	重点項目	4 議会・議員の協働によるまちづくりの取組
---	------	-----------------------

2	視点	議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。
---	----	---

担当課

経済部商工労働課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	議会・議員の調査研究や政策形成について	
	<input checked="" type="checkbox"/> 課題	条例の認知度の向上と具体的な取組の推進
	<input type="checkbox"/> 方策	各種イベント関係団体との調整や市民周知の方法に関する検討

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)
	市と議会は、議員提案条例をはじめ、市民の意見をより反映した政策形成に努めるとともに、市内の様々な団体と連携した協働のまちづくりに取組んでいく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P10より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例 本条例の周知用ポスター及びのぼりを作成。ポスター・恵庭市農商工等連携推進ネットワーク会員や市内飲食店組合等に配布、のぼりは市や各種団体主催のイベント(えにわん産業祭やYEGフェスティバル等)に設置し、それぞれ恵庭産のビールやその他酒類及び清涼飲料水での乾杯について広く市民周知を図った。また、市内の特産品等を紹介するパンフレット「えにわづくり」においても本条例の周知用ページを盛り込み、道の駅やかのな、エニマルシェなどに設置し更なる周知を図った。 ● 恵庭市ふるさと産業振興条例 えにわん産業祭を開催し、農商工連携の取組みによって開発された加工品の展示販売や市内のものづくり企業の商品紹介及び技術紹介を行い、恵庭の地域資源の豊かさや恵庭の産業についてPRしている。また、恵庭市農商工等連携推進ネットワーク会員に対し、各種フェアや商談会の斡旋及び市内アンテナショップやネットショップ等への販売支援を通して会員の販路拡大を支援している。更には、恵庭市における工事や物件購入などにおいて、原則市内業者を優先的に選考するよう管財・契約課より全庁へ周知徹底されている他、国が発注する防衛施設関係工事及び維持修繕等については地元企業の受注機会の確保について一層の拡大に配慮していただく旨、毎年国へ要望を上げている。

6	今後の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ● 恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例 今後も今までの取組みを継続実施していく。 ● 恵庭市ふるさと産業振興条例 今後も今までの取組みを継続実施していく。

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項

第7条・第8条

1	重点項目	4 議会・議員の協働によるまちづくりの取組
---	------	-----------------------

2	視点	議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。
---	----	---

担当課

保健福祉部健康スポーツ課

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	議会・議員の調査研究や政策形成について	
	<input checked="" type="checkbox"/> 課題	条例の認知度の向上と具体的な取組の推進
	<input type="checkbox"/> 方策	各種イベント関係団体との調整や市民周知の方法に関する検討

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)	
	市と議会は、議員提案条例をはじめ、市民の意見をより反映した政策形成に努めるとともに、市内の様々な団体と連携した協働のまちづくりに取組んでいく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P10より抜粋)	

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等	
	<p>●恵庭市スポーツ振興まちづくり条例</p> <p>恵庭市では、スポーツを活かした活力のあるまちづくりを推進することを目的として、平成26年11月に「スポーツ振興まちづくり条例」を制定しました。この条例を具現化するためにはスポーツを通じた健康で活力あるまちづくりを一層進める必要があることから、平成28年3月に「恵庭市運動・スポーツ推進計画」(以下:推進計画)を策定し、あわせて推進計画その他スポーツ振興に関する重要事項の調査及び審議、各事業評価を行うため、「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」を設置しました。令和2年度には推進計画の中間見直しを行い、見直し案について「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」において審議いただき、令和3年度以降も引き続きスポーツ振興における取り組みを推進しております。</p>	

6	今後の取組方針	
	<p>●恵庭市スポーツ振興まちづくり条例</p> <p>今後も、恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会において、「恵庭市運動・スポーツ推進計画」で掲げた各種事業の進捗管理及び市スポーツ施策の重要事項を審議いただくとともに、各種情報について市広報、ホームページ、地域情報誌、フェイスブック等を活用し、広く市民の皆様にも周知していきます。</p>	

まちづくり基本条例見直し検討における重点項目 調査票

関係条項	第7条・第8条
------	---------

1	重点項目	4 議会・議員の協働によるまちづくりの取組
---	------	-----------------------

2	視点	議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。
---	----	---

担当課	議会事務局
-----	-------

3	今後の取組の考え方(平成30年に今後継続して進捗確認することとした課題と方策)	
	議会・議員の調査研究や政策形成について	
	■課題	条例の認知度の向上と具体的な取組の推進
	□方策	各種イベント関係団体との調整や市民周知の方法に関する検討

4	庁内推進委員会で決定した今後の取組(方向性)
	市と議会は、議員提案条例をはじめ、市民の意見をより反映した政策形成に努めるとともに、市内の様々な団体と連携した協働のまちづくりに取組んでいく。 (恵庭市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書 P10より抜粋)

【所管課による回答】

5	前回の検討(平成30年)以降、取り組んできた内容・成果等
	恵庭市議会基本条例制定に向けて、令和元年11月議会基本条例素案作成チームを作り、令和2年1月より議会基本条例素案作成部会を設立し、審議を重ね、恵庭市議会基本条例(案)と恵庭市議会基本条例逐条解説を策定した。 令和4年10月各種団体(商工会議所、農業団体、女性団体、町内会連合会、老人クラブ連合会)との意見交換会、11月の市民との意見交換会にて条例制定に向けての経緯や説明を実施し、様々な意見をいただいた。

6	今後の取組方針
	令和5年第1回定例会にて、恵庭市議会基本条例を議員提案予定であり、令和5年5月施行に向けて取組んでいる。